

しあげまして説明にかえさせていただきます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本七案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) 議案第五十三号に関連してお尋ねいたしたいと思

いますけれども、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が昨年十

二月一日から施行されまして、通勤途上災害について公務災害と同様の補

償が行われるということに相なっておりますわけでございしますが、この災

害補償給付についてこれに関連する、たとえば条例であるとか規約である

とかいう問題はいま出されている議案第五十三号をもって全部完了するの

でしょうか。これは十二月一日から労働者災害補償保険法との関係でこれら

はできているわけですね。それに基づきいろいろな改正整備は行われなけ

ればならないけれど、これをもって全部終るのであるということですか。

○秘書職員課長兼庶務課長(高水 求君) この組合の規約の変更はいわ

ゆる加入団体の変更でありまして、あとは一部事務組合の議会において

それぞれ所要の改正を行うわけでございますが、現在まで私どものほう

はまだこれらのものについての改正した通知には接しておりません。

○十七番(関 米吉君) どうも私の質問の趣旨がまだご理解いただいていない

ようですが、非常勤の職員の公務災害補償に関する条例とかいうものは

ありますね。そういったようなものも全部この法律の施行に伴って整備され

つつあるわけでしょう。今度いまここに出ているのは東京都市町村議会議

員の公務災害補償給付に関する通勤途上災害をその法律にのっとった形

に改めようとするものですね。ですからそういうようなものはこの議案第五

十三号を通すことによって、地方公務員災害補償法の改正に伴う改定は

全部終るのかということです。

○秘書職員課長兼庶務課長(高水 求君) ただいまの関議員さんのご質

問でございしますが、先ほども申しあげましたとおり、この規約の変更

によって、通勤途上の災害についてのいろいろな給付がございしますが、

基本的な法令の関係については終るということでございます。

○十七番(関 米吉君) 承うすると、ちやうと不勉強で忘れてしまったのですか、

非常勤の職員の公務災害補償に関する条例というのはいつ改められたの

ですか。

○秘書職員課長兼庶務課長(高水 求君) 非常勤の職員の公務災害

補償に関する条例は三月の定例会でご議決いただいております。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十三号から議案第五十九号までの七件については委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。 ただいま中曽根 実君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって議案第五十三号

から議案第五十九号までの七件は原案とおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第二十議案第六十号昭和四十九年度福生市

福生市議会

福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） 議案第六十号昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）につきまして説明申し上げます。

予算総則第一条は歳入歳出予算の補正でございます。 第二条は債務負担行為の事項でございます。 さきの議案第四十八号の提案説明の際ご報告申し上げましたとおり、福生駅東口土地区画整理事業が事業決定をいただきましたので、これに基づきまして債務負担行為をいたそうとするものでございます。

その内容につきまして説明申し上げます。

まず歳入歳出予算補正の内容でございますけれども、歳入につきましては保留地処分金を地元負担金として一億三百万円、それを歳入としたそうとするものでございます。 歳出におきまして事業費として多摩河原

地区事業費、今回同額一億三百万円を補正しようとするものでございます。歳出の内容といたしましては委託料で九千五百万円、これがさきにご提案申しあげました開発基金として区画整理会計から水道事業の先行投資に対する負担という形で支出しようとするものでございます。それから五百万円が工事請負費といたしまして、水道管の布設工事を保障先行のために直接区画整理会計から実施すべき必要のあるようなところがございますので、五百万円計上させていただこうとするものでございます。この両額合わせまして一億円が一応水道関係の先行投資に対する見返りというような形で、区画整理会計へ負担というような形になっております。それから十九の負担金補助及び交付金におきまして三百万円、これは全員協議会ですでにご報告申しあげましたとおり、水田開発記念碑建設費補助金として支出しようとするものでございます。よめて歳入歳出とも一億三百万円を追加補正して、それぞれの合計額を八億七百万二千円と定めようとするものでございます。次の債務負担行為は福生駅東口土地区画整理事業の事業決定に基づきまして、今回債務負担行為をお願いしようとするものでございます。

福生市議会

二千六百八十万円、施行年次は四十九年度から五十二年度までの四カ年、このうち財源といたしまして都の支出金を二億九千八十八万二千円予定しております。なお残額につきましては、現在のところすべて一般財源で補正しようとするものでございまして、三億三千五百九十一万八千円と相なっております。

以上非常にざっぱくでございましたけれども、昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)につきましての内容説明にかんざせていただきます。

よろしくご審議を賜わりまして原案ご決定くださるようお願いいたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○六番(中曽根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十号については建設委員

議四十八
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十九
議六十
議六十一

会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。 ただいま中曽根 実君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって議案第六十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第二十一議案第六十一号業務委託に関する協定書の同意方についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） ご指名をいただきまして、議案第六十一号業務委託に関する協定書の同意方につきましてご説明申しあげます。

福生市議会

本案は福生駅東口土地地区画整理事業の事業決定に基づきまして、従来武蔵野台以下三地域におきましても、新都市建設公社に事業の業務を委託しております。 それと基本的事項につきましては、全く同様の協定を締結しようとするものでございます。

内容につきまして若干触れさせていただきたいと思ひます。

第一条の目的は、市で施行いたします区画整理事業の業務の一部をこのいわゆる東京都新都市建設公社に委託するものでございます。

第二条の事業の地区につきましては、福生市福生駅東口地区、カッパ書きで福生市大字福生字奈賀の一部で、第三条は別表に記載されております都市計画の決定以下調査設計の設計施行監理までの二十項目の内容につきまして委託しようとするものでございます。 第四条の委託費は別途委託経費を甲乙に支給するというところでございます。 第五条

の委託契約の締結につきましては、事業計画の認可後別途締結するといふように記載されております。 なお第二項につきましては事業決定

が提案時点で明確でなかったといふようなことから、一応認可前においても必要な業務は委託することができるとするものでございます。 それから第

六条に保留地の譲渡等が書いてありますが、本来この今回の事業につきましては保留地の留保はございませんが、これにつきましては公社と協議の結果、今後の資金の關係につきまして立て替え等が行われるということでございます。この譲渡施行を運用して多少市の財源を一時立て替える手法を公社でもとってくれるといってくれるようなお話もございましたので、一応これもこの協定に内容として挿入してございます。

それから最後に新都市建設公社の理事長名が記載してございせんか、この協定締結の際は明確に記載をすることを おわびを申しあげて了承賜わりたいと思います。

以上、議案第六十一号につきまして、非常に簡単でございましたが内容の説明にかえさせていただきます。よろしくどうぞ審議の上、同意方お願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十一号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま中曽根 実君

から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 異議なしと認めます。よって議案第六十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第三十二議案第六十二号契約締結について（福生市立福生第三中学校校舎の譲り受け）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君）

ご指名をいただきましたので、

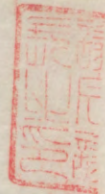
議案第

六十二号契約締結について提案理由ならびに内容についてご説明を申し上げます。

本契約につきましては、若干変則的などところがあるわけでございますが、第三中学校の校舎の一部につきまして住宅公団が立て替えております七千八百三十一万五千九百九十円につきまして、二十五年の年賦で市が取得をするというような契約でございます。

第三中学校につきましては校舎工事費二億三千五百七十二万一千円のうち、国庫補助金が五千四十二万円、それから東京都の補助金が三百九十八万六千円、それから起債が八千八百八十万円、一般会計からの持ち出しが二千五百四十二万三千円で、不足いたします六千七百八万九千円を住宅公団が立て替えて工事を施工したわけでございます。この公団の立て替え分と申しますのは、この建物の一部については住宅公団が市にかわって建設をいたし、その所有については住宅公団のものであるけれども、これを年賦で市のほうに売り渡しをしていくというような経過になっておりまして、そのために本契約の締結の必要が生じたわけでございます。

福生市議会



なお、公団の六千七百八万九千円の元金に對しまして、若干の事務費と利息が入りまして総額が七千八百三十一万五千九百九十円というような額になるわけでございまして、これを二十五年間にわたって返していくということになるわけです。この金額につきましては五省協定というのがございまして、文部省、自治省、大蔵省、建設省、厚生省の事務次官の打ち合わせによりまして、今後三年間以内におきまして住宅公団の進出に伴います生徒数の増加等に伴って、教室数が不足する場合にはそれに見合うところの、文部省のほうで補助金あるいはまた起債等を許可するということでございます。これらの補助金あるいは起債等につきましては、それをこの振りかえの財源として充当していくということでございます。

なお、本年度に相当額の国庫補助金をいただいておりますので、その金額についてはさほど多額にはならないと存じますが、いずれにいたしましても住宅公団にこのような形で年賦で返済をしていくというのが本契約締結の本来の趣旨でございます。

簡単でございますが提案理由といたします。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) もう一回確認しますと、七千八百三十一万五千九十円を二十何年かに分けてやるということですか。 そうすると今年はどれくらいですか。

○企画財政課長(上野重勝君) 四十九年度はこの利息だけです。五月二十五日の支払いというものは百六万一千二百二十円、それから八月二十五日のものが百十一万六千円、それから十一月に百十一万円、五十年の二月に百十一万円というように、大体四百五十万円程度が本年度の負担ということになっております。

○十七番(関 米吉君) この年間の長い中でもって一番最高におうのはどれくらいですか。

○企画財政課長(上野重勝君) これは先ほどちょっと申しあげましたが、文部省の起債が許可になると思いますので、その額がその時点になりませんとはつきりいたしておりませんが、現在契約の中では五十一年の三月、三千百三十四万七千円、それから五十二年の三月三十一日のものが三千百三十四万七千円、この二つが一番多いわけでして、これは先ほど申しあげましたよ

うに、起債と文部補助があるだろうというふうには想定をいたしました。計上した次第でございまして、この金額につきましてはその時点の基準面積により変更があるわけでございしますので、必ずしもこの金額というわけではございません。あるいはこの半分程度になる可能性もございします。それで通常の場合の最高額は五十三年三月三十一日の元利合計七十六万三千六百円でございします。

○十五番(末次性男君) 関連ですが、金利は大体どのくらいですか。 年利率でけっこうです。

○企画財政課長(上野重勝君) 六分二厘ということになっております。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○六番(中曽根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。 ただいま中曽根 実君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原

案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）　ご異議なしと認めます。　よって議案第六十二号は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君）　日程第二十三議案第六十三号昭島市道を区域内に認定するについての承諾についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設課長黒田　登君登壇）

○建設課長（黒田　登君）　ご指名をいただきましたので、議案第六十三号昭島市道を区域内に認定するについての承諾について提案理由の説明を申しあげます。

このことにつきましては、道路法第八条第三項の規定に基づきまして昭和四十九年五月十四日付をもちまして、昭島市長から承諾方の依頼がございました。この道路法第八条第三項に基づきますと、当該市町

村の区域をかえて市町村道に認定できるのでありますが、この場合は関係市町村長の承諾を得ることが必要であります。また関係市町村長は承諾に際して当該市町村の議会の議決を経なければならないと、道路法第八条第四項に規定されております。したがってこの法に基づきまして昭島市道を区域内に認定することを承諾しようとするものであります。場所につきましては東京都住宅供給公社の熊川団地と都営拝島団地との境界のところでございます。当市の区域の部分は別添図面のとおり、昭島市道第九百八十六号線の二カ所に部分的に位置しております。地番は大字熊川字南百三十六番の三が地積三百五十四・七九平方メートル、及び同所の百三十九番の九が地積九十五・二七平方メートルであります。なお、土地所有者は東京都でございます。

簡単でございますが、以上で提案理由の説明を終わります。

慎重ご審議の上、原案ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君）　以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○一番（貫井喜代次君）　ちょっと愚問になるかも知れませんが、この別

添を見て、道路法によればこれは区域を越えてもいいということのご説明がありましたけれども、これに対してこうした道路というものは一年や二年で認定したものが変わるものじゃなろうと思います。したがってここで行政区域の変更というふうなものが考えられないものだろうか。これを見るとわずかなことのようにですけども、そういうふうなことはどうか、これをお尋ねします。

○建設課長(黒田 登君) お答え申しあげます。

ただいまご提案申しあげましたのは、あくまでも行政界の変更ではなくして、福生市の行政区域の一部を使用しまして昭島市道の認定に際する承諾でございます。現在のところ行政界の変更ということは考えておりません。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○六番(中曽根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま中曽根 実君から

所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第六十三

号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二十四議案第六十四号市道路線の認定につ

いてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長黒田 登君登壇)

○建設課長(黒田 登君) ご指名によりまして、議案第六十四号市道路線の認定について提案理由のご説明を申しあげます。

まず市道二七七号線について、この路線は昭和四十八年度にできまして、防衛補助事業により施工した熊川武蔵野地内横田基地引き込み線に沿

つた都道五日市街道と平和橋との間の道路でございます。幅員は五メートルで一部四・五メートルのところもございます。延長二百二十七メートルの路線でございます。このたび工事が完了いたしましたので、道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものであります。

次に市道一二四〇号線についてでございます。この路線は福生消防署の南側に位置して都市計画道路二二二号線と銀座通りの延長である市道幹二一〇号線に接続する幅員三・六メートル、延長八十五・八メートルの私道を田村半十郎氏、田村秋男氏、および越智敏夫氏の三名からの寄付によるものであります。この付近には第一小学校の裏側にある市道〇八一号線と神明神社の北側から青梅線に向かつてはしております市道幹二一九号線しか公道がございません。また地域住民からも強い要望もございまして、非常に利用度も高いので、道路法第八条の規定に基づきましてこの時期に認定しようとするものでございます。

最後に市道一二四二号線についてでございます。この路線は福祉会館を通過して八高線を踏切切りまして、八十メートルくらい行った五日市街道の北側に位置してありまして、この五日市街道と市道二〇二号線

に接続する私道でございますが、幅員四メートル、延長八十四・五メートルの

私道を今回牛浜の長谷川アサさんからの寄付によるものでございます。

この地域にも南北に公道から公道へ接続する市道がございません。また

地域住民からもこの私道の公道への移管が望まれていたのでございます。

先ほど申しあげましたように土地所有者から寄付申し入れがなされました

ので、このたび道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものでございます。

以上慎重ご審議の上、原案ご可決くだされるようお願い申しあげまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○六番(中曽根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十四号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。